

動物の適正な飼養管理方法等に関する検討会（第12回）

議 事 概 要

1. 日時 令和5年3月6日(月) 13時00分～15時30分
2. 会場 AP東京八重洲 Kルーム（オンライン併用）
3. 出席者

座長	武内 ゆかり	東京大学大学院農学生命科学研究科教授
委員	磯部 哲	慶応義塾大学大学院法務研究科教授
	加隈 良枝	帝京科学大学准教授
	佐藤 衆介	八ヶ岳中央農業実践大学校畜産部長
	渋谷 寛	渋谷総合法律事務所所長、弁護士
	田中 治	クウ動物病院グループ代表獣医師 日本獣医エキゾチック動物学会理事
	戸田 光彦	自然環境研究センター研究主幹
	水越 美奈	日本獣医生命科学大学教授
	三輪 恭嗣	日本エキゾチック動物医療センター院長 日本獣医エキゾチック動物学会会長
事務局	野村 環	環境省自然環境局総務課動物愛護管理室室長
	田村 努	環境省自然環境局総務課動物愛護管理室室長補佐
	吉澤 泰輔	環境省自然環境局総務課動物愛護管理室室長補佐
	佐藤 啓一郎	環境省自然環境局総務課動物愛護管理室専門官
	野田 佳代子	環境省自然環境局総務課動物愛護管理室専門官

4. 議事概要

座長の進行により、議事（1）、（2）について検討が行われた。

（1）犬猫以外の哺乳類の飼養管理基準に関する検討について

事務局より、

- 資料1－1 犬猫以外の哺乳類に関する飼養管理基準策定に向けた調査方法について
- 資料1－2 犬猫以外の哺乳類に関する飼養管理基準策定に向けた調査結果について
- 資料1－3 犬猫以外の哺乳類に関する第一種動物取扱業者の業種
- 資料1－4 本日の論点

資料 1－5 今後の検討スケジュールについて（イメージ）

資料 2 爬虫類飼養管理ワーキンググループにおける主な議論

について、以下の説明が行われた。

- 資料 1－1 は、犬猫以外の哺乳類に関する飼養管理基準策定に向けた調査方法について記載した。（詳細は参考資料 1－1 参照）
- 資料 1－2 は、資料 1－1 に示した犬猫以外の哺乳類に関する飼養管理基準策定に向けた調査の結果について記載した。（詳細は参考資料 1－2 参照）
- 資料 1－3 は、主な動物の種類ごとに最も多い業種・2 番目に多い業種を記載した。
- 資料 1－4 は、本日の論点として、調査不足の事項及び具体的な追加調査方法や参考となる知見、また、前回検討会でのご意見及び本日の調査結果を踏まえた飼養管理基準の検討方針案について、ご意見を頂きたい事項を記載した。
- 資料 1－5 は、今後の検討スケジュールについて（イメージ）を記載した。

事務局からの説明後、以下の質問・意見等があった。

- 調査不足の事項及び具体的な追加調査方法、ハムスター・ウサギ等の種ごと、生理・生態や習性ごと、その他のグループについて飼養管理基準を検討する方針についてどのようにすべきかご意見を頂戴したい。（委員）
- 参考資料 1－1 p 3 の 3 段落目に、“家畜動物に対する文書であることから内容の確認は行っていない。”とあるが、畜産動物については O I E（国際獣疫事務局）が国際的規約を作っており、参考にすべきである。O I E には日本も主要メンバーとして入っているため順守すべき。なぜ畜産動物の文章を削除したのか。（委員）
- 参考資料 1－1 で “家畜以外の” と書いた意図は、動物取扱業から畜産農業に係るものが除かれているため。ご指摘頂いた文献について追加する方向で検討したい。（事務局）
- 参考資料 1－2 p 27 で体重による大きさが示されているが、ウサギは種類が多くサイズは幅が広いので、ケージサイズはウサギのサイズ別が必要。専門学校での飼育を見かけたがハイラックスは最近よく飼われるようになったのか。メジャーであれば動物の検討種に加えた方が良くはないか。（委員）
- ハイラックスはほとんどいない。また、ウサギの品種は大型犬・小型犬ほどの体格差はないが、活発な品種とそこまでではない品種などもあり、品種によってどこまで検討するかである。体長や体重の何倍とするなど、色々な考え方があると思う。（委員）
- 先生と同意見。ハイラックスはほとんどの人が飼っていない。（委員）
- いずれの動物種もそうであるが、日本は流行すると急速に増える傾向にある。将来的には加えなければならないかもしれないが、現時点では他の齧歯類と同等としなくて良いのではないか。（委員）

- それで良い。(委員)
- 資料1-4に示されるように、論点「1.」に関しては気づいた時点で追加すればよく、「2.」が重要かと思う。グルーピングするのか、種ごとに考えるのか、委員の考えを伺いたい。環境省には海外の法律はどのようになっているのか伺いたい。(委員)
- 参考資料1-1 p 6以降にあるように、海外の法令、施行令も調査対象としているが、日本の飼養管理基準のように義務がかかっているのか、ガイドライン的な推奨事項なのかは未確認なので、改めて整理したい。(事務局)
- 海外の先進的な国の法律でどこまで種をグルーピングしているか把握すべき。(委員)
- 爬虫類の議論とも関係するが、網羅性をどうするのか改めて考えるべき。多くの情報を蓄積すれば自ずと基準の答えが出るわけではないので、この段階でフレームをどうするのかを決めるべきである。習性別に分けるとしても、気候帯と立体活動などのマトリックスを作れば20、30の基準になるため、現実的ではない。(委員)
- ハイラックスのように動物園では飼育されているが個人の飼育やペットショップの販売・展示ではほとんどいない種について、対象とするのか明確にする必要がある。新しい種を含めた全種対応を考えるのか、今出ている種以外は基本的に定めないと切り捨てるのか、そこを整理しないとイケない。飼育頭数の多い、ハムスターとウサギなどの基準ができれば問題の7割が解決すると思う。残り3割のマイナーな種の網羅性担保は非常に大変な作業になるため、どのようにすべきか議論した方が良い。(委員)
- ご指摘のとおりかと思う。沢山集めても情報の信頼性は必ずしも明確でない。何を基準に飼育スペースや温度を設定しているかで(参考となる知見は)大きく変わる。ハムスターやウサギで適温が16~26℃までとあるが、おそらく一般家庭で飼育されるウサギにとって16℃は寒くストレスになる。(反対に)環境が変わることに慣れた状態もあり得る。(委員)
- 気候帯で分けるのも良いが、ある程度大まかに絶対にダメな飼育環境を基準化するなら、爬虫類のように陸生や温帯性のように分けなくても良い。ある程度人や犬猫が快適に暮らせる温度帯であれば、多くの哺乳類も同様である。ハムスターとウサギが快適に過ごせる環境を基準化し、その環境は他の多くの哺乳類が問題なく生活できるので、チンチラなど、そこから漏れる明らかな例外を探した方が早いと思う。(委員)
- 小型哺乳類の場合、ハムスターやウサギ以外を一括りにして考えるイメージか。(委員)
- チンチラ、デグーやシマリスなど垂直方向の動きをする動物は高さを考慮する必要がある。ハムスターは高さがほとんどいらぬため底面積を考慮するので良い。最低限の高さの基準があれば大まかな分類はできると思う。(委員)
- ハムスター、ウサギ、樹上生活をするもの、小動物というグルーピングか。(委員)
- 齧歯類については、ウサギとハムスターは体格が違うだけであり、体長による飼育スベ

ースの規定は大まかに同一のものでできると思う。チンチラや、リス類など樹上生活する種は高さを考慮し、高さが不要ないウサギやハムスターは底面積を考慮するような形のグルーピング分けをすれば良い。齧歯類に限らず、ハリネズミはハムスターと同じグループに入る。新しい動物が出てA、B、Cなど大まかなグループがあれば環境はまとめられる。温度もあてはめることができると思う。（委員）

- ハムスターとウサギである程度のことが決まれば基準を作れると思う。グループ分けを細かくすると、昼行性、夜行性、樹上性、食性など色々考える必要があるが、ハムスターとウサギをベースにするのであれば、ペットとして販売・展示されている種のうち多い種の幾つかを基準に、グループ化する。ハムスターとウサギ以外に必要な項目はこう、などプラスαで提示するしかないと思う。今はハリネズミやフクロモモンガの飼育数が多いが、将来は流行りとして何の種が出てくるのか分からないので、新たな種に対応できる基準が良い。もう一つ、最終的に基準が決定した場合に最も影響を受ける人たちに混乱がおきないように配慮してもらいたい。（委員）
- 実効性ある基準となるよう、業者側、指導する自治体で運用ができるのか、ご意見を伺いながら基準をまとめる。（事務局）
- 基準を守れないことで業者が動物を手放すようなことが一番問題。守れる基準であり、かつ動物にとっても良い基準を考えていきたい。（委員）
- ウサギとハムスターは多いが、委員のご意見にあったように、種ごとではなく、グループAのような形で括することも視野に入るのか。（委員）
- グループでまとめるのが良いと思う。運動量その他を考えると体の大きさだけでは何とも言えない。マウス、ラットでいうと、体が小さいマウスは活動的だが、体の大きなラットはおとなしい。まっすぐ寝られない、立ち上がれないサイズは絶対に駄目であるが、体の4～5倍の床面積があればこの動物は良し、立ち上がる動物（プレーリードッグ等）であれば立ち上がることができる高さ以上であれば良し、ハムスターは立ち上がることはないが、一応立ち上がれる高さがあれば良し、チンチラは立ち上がるだけではなく、ぴょんぴょん飛べる幅が必要など、グループ分けは比較的簡単にできる。夜行性や昼行性については、夜行性でなければだめな種もいるが、フェレットのようにある程度人の生活に慣れる種もいる。どこまで厳密にするかで変わる。ある程度大きなグループ分けで、最低限の基準を作ること、ハイラックスのような新たな動物についても、床面積はAグループであるが、高さはBグループにしなければならない、また集団性や社会性のある動物であればこのようにしなければならないなど、紐づけることが現実的かと思う。（委員）
- 爬虫類のイメージと合わせるとどのように考えられるか委員にご意見頂きたい。（委員）
- 難しい議論だ。全体の網羅性を担保するため、基準は細かくしすぎないが、しっかり守

るべき基準にするのが良い。一方で今後流行する動物や、新たに輸入される種など、全てに対応する基準を作ることはできない。資料1-2に示されているような不適切な事例を無くすことが目的である。(委員)

- ▶ 新しい種、フェレットのように取扱いが急速に増加するような種については、特定のグループで読みかえるなどすると良い。種ごとに基準を作っても、ウサギのように大きさや気質にも差があるため、体長、体高の何倍であるとの指定にせざるを得ない。一律にまとめられる部分として、立ち上がれるだけで良い種、飛び跳ねる種、樹上生活の種等にグルーピングすることは妥当性があると考え。一方で、大型哺乳類に関しては、草食動物だからウシとウマは一緒にするというわけにはいかない。OIEに倣いながら考えることも良いと思う。(委員)
- ▶ 目標は体と心の健康の確保かと思う。体の健康はできると思うが、心の健康への対応が一番大変。心の健康の目安になる異常行動は食性によって大きく違う。有蹄類、ウシやブタなどは口に関係する異常行動、肉食動物は歩き回る異常行動になる。舌を使う等の食べ方も重要で、食べ方の違いでエンリッチメントの仕方が違ってくる。社会性や地上性、樹上性など生活によっても異常行動が異なる。大きなところでグルーピングできれば、どのようなものがエンリッチメントとして必要かが見えてくる。(委員)
- ▶ 資料1-3において大型哺乳類の種が挙げられている。サイズは異なるがヒツジ、ヤギ、ウシ、アルパカは一つのグループにして良いのかと思う。その他、サル、ウマ、ブタを別にするイメージでいかがか。(委員)
- ▶ ブタは雑食なのでエンリッチメントとして必要なものがかなり違ってくる。ヒツジ、ヤギ、ウシは似たような感じである。体が小さいのでヒツジ、ヤギは高栄養の食物を好み、ウシは質よりも量が必要であるが、このあたりはまとめられる。この他、食性として草食、肉食、雑食の大きな分類で良いのかと思う。(委員)
- ▶ ウマは(ウシのグループに)入るのか。(委員)
- ▶ ウマは食べ方がウシと似ているが、食べる効率が悪く摂食スピードが非常に遅いので、長時間の採食時間が必要。常時粗飼料を食べさせた方が良いがそのような飼育方法は難しい。齧癖などの異常行動が出やすい。(委員)
- ▶ イメージとしてサル、ブタ、ウマ、アルパカを含む反芻動物で考えるので良いか。(委員)
- ▶ 小動物の方は、上下運動のため高さが必要な種や群集性、単独性などもある。グループに加えて、品種の特性を考慮する。そうすれば先程のハイラックスのように、対象種に入っていない動物についても指導しやすいと思う。不適切な飼養に対し自治体が指導する際、対象種は指導できるが、そうでない種が指導できないことがあると一番問題かと思う。概ねすべての動物が指導できるグルーピングに加えて、特殊な種に対して必要な事項を示すような二段構えにした方が良いと思う。(委員)

- 自身もそのように考えている。グループ分けに加えて、グループに入る種の例示をする。今のイメージは8項目に沿って進めることになると思うが、グループの中でも特別に気を付けなければならない種は特記事項で入れる形で良いのではないかと。(委員)
- 家畜種については農水省が進めるガイドラインがほぼ決まってきたと聞いている。実験動物や動物園飼育動物に関しては海外の法令レベルやガイドラインレベルで決められているものが多く、そういったものがある種は少なくとも満たす形にした方が良い。先程委員より国際的基準があるとのこと指摘もあった。ある程度踏襲し作成するのはそう難しくないのではないかと。海外では実験動物でも福祉に配慮した基準を最低基準としているものが多くなっている。その上で質問として、動物園でも水族館でも触れ合いや一緒に写真撮影などもあるが、そのような団体や業者の調査がされていないのはなぜかと。(委員)
- ご指摘のとおり、動物園は現地実態調査の対象に含めていない。前回検討会で話したが、JAZA(日本動物園水族館協会)では独自の飼養管理ガイドラインを策定し、動物園のケージサイズは一般的なペットショップやカフェと比べて広い。そのような状況を踏まえ、動物園は現時点で着目していない。(事務局)
- 動物を飼育するところと展示をして触れ合いをするところは方向性が違うので、移動動物園等における触れ合いの観点は入れた方が良い。また動物の介在活動・介在療法については、野生種の使用を推奨していないが、利用する場合、きちんとした配慮や動物を慣らすための手順を踏む等の対策が必要。犬猫以外の哺乳類の触れ合いの監督には犬猫以上に特殊性があり、かつ最も問題視されることのひとつ。飼育環境が狭いことや移動の問題もあるが、触れ合いでのストレスに関するガイドラインや基準についてある程度枠組みを作ることで、過度な触れ合いを防げるのでは。具体的な異常行動については種別にリストアップするのは可能かもしれないが、それが見られれば即駄目というわけでもないため、基準化は難しい。野生種は慣らさない方が良い動物もあり、家畜化されている種でも個体に合わせることも必要。その観点をしっかり入れていただければと思う。ある程度の基準は全体的に作れる。(委員)
- 移動、触れ合いを加える形で項目を見ることで良いか。大手の動物園動物、畜産動物、実験動物について今回は対象としないと理解している。とはいえ、JAZAに加盟していない小さな移動動物園での問題については、触れ合いと同じ意味合いでカテゴリーに入れているとの認識である。(委員)
- 法律的な観点からどのような分類が適切なのかを含めてご意見を伺いたい。特別に法律的に分類した方が良いものがあればお知らせ頂きたい。(委員)
- 委員にご教授いただきながら考えたいが、規制、規律の仕方の分類や理由付けはいろいろに可能である。どのような趣旨、目的なのか、種や業態ごとに区切るのか、誰がその基準を使うのかという視点もあると思う。アニマルウェルフェアや動物愛護の観点から、

実態が看過できないものとしてあり、いち早く現場に役立つルールを用意するという目的に対し、必要な範囲はどこなのか、ということだろう。差し当たり次はハムスターを対象とするならば、最小限の約束事を示した上でさらなる応用版はその後考えることもあり得るのかと思う。いずれにしても、ルールを定める時には公平性、比例性、実効性の観点から定めるもの。（委員）

- 法律に基づく環境省令であり、法律自体の規定を確認する。動物愛護管理法第二十一条の一項、二項に基づいており、動物の健康及び安全を保持するとともに生活環境の保全上の支障を防止することが目的。そして改正により二項ができたため、二項の基準として動物愛護及び適正な飼養の観点を踏まえつつ動物の種類、習性、出生後経過した期間などを考慮して次に掲げる事項を定めるとしている。この趣旨をなるべく具体化することが一つ。またこれまでは行政が扱いにくいという課題を克服するため、犬猫に絞ってより実効的な基準を作った。犬猫の次の動物として何を選ぶのかは、ウサギやハムスターなど人間との関わりが多い種という観点もある。ある程度動物の種類を限定し、具体的に踏み込んだ基準を作らなければ実効性が担保できないだろう。（委員）
- 実効性を重視しながらできる部分から数値基準を決めることが大元にある。足りないものは順次足していく形で良いと思うが、まずは大枠を決めること。また見直し期間をきちんと設け、基準が適切であったかや、流行の変化の可能性も考慮して進めた方が良い。ここまでの議論の共有として、大動物に関しては4つほどに分ける話をした。小型哺乳類に関してはいくつか提案があった。委員の助けを借りながらグルーピングを決め、その中に入る品種を例示するとともに、その中でも特殊事例があるケースは別途書き加える形で進めるイメージでいかがか。（委員）
- 1点追加。ハムスターやウサギなど動物種で括ってグループ分けするのか、動物種分けであれば大まかに分けるのか。考えるべき条件（底面積、高さ、水場へのアクセス、展示時間など）をグループ分けするのか。新しい動物種を検討する場合は、底面積に関してはAの基準などの形もあると思う。（委員）
- 法律的な書きぶりを考えるとある程度動物種をグルーピングした方がやりやすい、書き込みやすいのではと思う。（委員）
- 環境省では条文化の具体的な検討をしていない。種別に記載するのであれば、“ウサギについては、〇〇すること”との書きぶりになるかもしれない。（事務局）
- 委員としてはどちらがやりやすいのか。（委員）
- メインの動物であれば動物種ごとに分けても良いと思う。ただ夜行性等のところまで書くのであれば、新しい種が追加されることを考慮すると、展示時間や底面積についてはAグループを基準にしてくださいなどのやり方がある。新しい種が増え検討が難しくなるようであれば動物種分けの方がやりやすいのかもしれない。（委員）
- ある程度ざっくりとした動物種が良いのかと思う。爬虫類も似た形の扱いになる。（委

員)

- 面積や触れ合いなどをA、B、Cなどでグループ分けする。例えば、人との触れ合いを許可できる動物群、人との触れ合いは制限する動物群、人との触れ合いは避ける動物群に分ければ、爬虫類や大型動物も種ごとに分けず触れ合いについてはこの基準を守るとなる。守るべきところをグループ分けした方が後づけがしやすいと思う。(委員)
- ここで勢いで決めて良いものか躊躇する。海外の規制についても特段の情報がない。規制の実効性も大事であり、ルールメイキング方法についての社会の信頼も大事である。どのような上手いやり方があるのかを調べてから決める方が良い。(委員)
- 委員からのご意見もあったが海外の情報や、ご意見のあったOIEの情報、農水とのカテゴリー別の整合を調べていただいた上で最終決定するのはいかがか。いずれにしても大きく外れるとは思っていない。(委員)
- 種ごとに定めようとする、犬猫と同様に、かなりのボリュームの基準になる。恐らく省令に書き込む部分については一定のグルーピングをして、このグループに入る動物を飼養管理する際にはこの基準を守って下さい、といった整理の仕方にならざるを得ないと考えている。一方で、各グループに入る動物は基準の解説書などに書く想定であり、その更新の方が省令の改正より運用しやすいと考える。委員の皆様にご了承いただければ、そのような方向で基準案づくりに進めると思う。(事務局)
- 現行の犬猫に関する基準を動物に関する基準と置き換えて、例外や守れない場合、守らない場合に適用する何かを用意すれば良いのではないかと。一般の人から見ると一番問題視されるのは、飼養管理方法の妥当性を業者が説明できるかどうかだと思う。非常に難しいかもしれないが、基準を外れる飼養をした場合の説明義務を付けておくと、色々な形態や種が出てきた時に対応できるかと思う。(委員)
- 基準を守らない場合に業者がその妥当性を説明できればよしとする基準の作り方は難しい。指導する自治体が業者からの説明を受けても統一的な指導が難しい、あるいは、業者によって主張が異なるような問題が多数想定される。(事務局)
- 爬虫類を追加する場合に、仮にケージの数値基準を設けるとなれば、第二条(二)“犬又は猫のケージ等は、次のとおりとすること。”とあるが、さらにその下に書き連ねるのか。あるいは、ケージであれば、ケージの箇所に爬虫類や小型齧歯類を追加するイメージなのか。(委員)
- 爬虫類WGの議論では、カメやヘビ、トカゲなど代表的な分類ごと、その中で一番飼養されている代表種に着目し基準を作れないかとの話をしている。仮にその方向で進んだ場合、先程座長より話のあった参考資料2(二)“犬又は猫のケージ等は、次のとおりとすること。”と同列でこの種についてはケージをこうすると定める。そのような階層での定め方になる。樹上性の爬虫類あるいは哺乳類については、高さ方向のケージが必要になるため、このようなケージを用意すること、と同列に示すイメージになる。(事

務局)

- 小型齧歯類や小型哺乳類も犬猫の後に同列で、小型哺乳類（グループA）に関してはこのようなケージサイズを用意すること、と足していくイメージか。非常に長文になる。解説書を出しHP上ではリンクを追えるようにし、実際に指導する自治体、飼育展示する業者はそちらを見て確認するイメージか。（委員）
- 犬猫以外の哺乳類、爬虫類についてそれぞれ解説が必要。今ある犬猫の基準を具体化した時の解説書と同じように考えている。（事務局）
- 資料1-4の1.について、その他追加した方がよい調査や知見についてご意見頂戴したい。（委員）
- ヒアリング調査、現地実態調査どちらにも実際のペットショップが入っていないが、ペットショップは重要なので、ヒアリングや実態調査は行わないのか。（委員）
- 現地実態調査にブリーダーと記載した業者はブリーダーかつペットショップであり、両方見る予定である。（事務局）
- 一業一箇所で十分なのか疑問。（委員）
- 事前に資料を見た際、私も数が少ないのではと感じた。犬猫の時ももう少し多かった。このような調査は断られることが非常に多いので難しいと思うが、バイアスがかからないように数を増やしていただきたい。（委員）
- 現地実態調査の箇所数を増やす方向で検討したい。（事務局）
- ペットショップ等は施行の影響を強く受ける。どこで意見を話して良いのか分からない人もいると思う。末端からの話が聞ける方法があれば考慮頂けると嬉しい。（委員）
- 現地実態調査は選定方法や基準とともにどこに聞いたのかの記載がないと調査の妥当性を判断できないので、見直して頂ければと思う。（委員）
- どのような観点で選定したのかを含めて再度整理したい。（事務局）
- 動物カフェは何の動物種なのか。小動物ではウサギが多いと思う。最近では爬虫類など種類も多い。動物カフェもいくつか調査されると良いと思う。（委員）
- 爬虫類WGではWWFの委員が参加されている。野生や自然保護に関して、哺乳類に関して意見はなかったのか。飼育動物の飼養に関して意見を伺っても良いのかと思う。ショーやサーカスに関して海外の動向があるので、日本の現状が整理されると良いと思う。資料1-2においてWEBでの検索結果をまとめているが、現状把握という意味では良い部分もあるが、古い情報は現状との乖離があるかと思う。WEB調査の出典年が分かれば確認いただいた方がよい。（委員）
- 野生動物に関しては、ヒアリングで“野生動物由来の動物、検疫対象以外の動物で国内に輸入されて半年以内の動物についての取扱いについての規定を設けてほしい。”との

ご意見を頂いた。また、課題事例について、事案の年度までは十分に把握しきれていないので、整理を試みる。（事務局）

- 指摘事例に関してどう基準に盛り込めるのかがポイントになると思う。参考資料1-2表7において、課題として指摘される事項は酷いものが多いが、現行基準を適正に順守することで対応できる部分が多くある。その中で拘束展示や多頭飼育等、今の省令の中で読めない部分、現在の省令の穴になっている部分を埋める組み立ての方が良いと思う。一方で、ケージの大きさなどは示さなければならないが、非常に大変である。エンリッチメントについても、先程のグループごとに具体的に書けるのか、基準によって行政が指導できるのかどうかという実効性が満たされにくいと思う。最低限守らせなければならない事項を指摘事例などから抽出できないか。（委員）
- 今のご指摘は委員からもご指摘いただいた、基準を設けて守らせる目的をはっきりさせるべきと理解している。指導する行政も遵守状況を判断できる基準となるよう、しっかり検討したい。（事務局）
- 犬猫の検討において非常に苦勞した点であり、その辺の知恵を上手く活用しながら進めていただきたい。煩雑にしすぎても実効性が担保できない。委員のご意見を受け止めて追加調査及び検討をお願いしたい。（委員）

(2) その他

事務局より、

資料2 爬虫類飼養管理ワーキンググループにおける主な議論

について、以下の説明が行われた。

- 爬虫類飼養管理ワーキンググループの第一回、第二回における主な論点を説明。

事務局からの説明後、以下の意見等があった。

- 本日の哺乳類の議論と爬虫類のWGでは同じような悩みを抱えている状況である。多様な種に対しどのような基準を作るのか、グルーピングできるのか。爬虫類ではクサガメ、ケヅメリクガメ、ヒョウモントカゲモドキ、ボールパイソンという多く飼育されている4種を対象にして色々な情報が集まった。4種類だけであれば具体的な基準ができると思うが、大型、小型、肉食、草食、陸生（森林、砂漠）、水生など多様な生態の種に対してどのように基準を作るのかについて今後検討する段階である。哺乳類と異なり、産業動物として利用される種は少なく、家畜や実験動物としての爬虫類の利用や問題点、その解決策が参考にできない分、爬虫類は苦悩がより大きい。一方で、かなり共通点もあると思う。爬虫類と犬猫以外の哺乳類は、互いに資料や議論の内容を相互に見ながら議論できると良い。（委員）

(まとめ)

- 犬猫以外の哺乳類に関する2回目の検討会ということで、調査結果を踏まえより具体的に検討するステージに入った印象を受けた。委員の皆様におかれましては引き続きご助言賜りたい。(座長)
- 犬猫以外の哺乳類、爬虫類ともに共通の悩みを抱えて進めているとお話が委員よりあった。どこまで詳細にし、どこまで汎用性を保つかは軸が違うことを整理しなければならず悩んでいるが、本日一定の方向性をお示しいただいた。座長に本日の議論をおまとめいただき御礼申し上げます。本日の議論を踏まえ、どのように基準を具体化していくのか、同時に現地調査が必要とのご意見や、実際に運用する立場の意見をしっかりと聞かなければならないとのご意見を頂いたので、次年度の検討の中で行いたい。(事務局)

以上